破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３９８号
函館市浜町416番地
債務者　三上　卓也
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第８１号
岩手県陸前高田市気仙町字二日市６番地
債務者　熊谷　礼子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１５８号
岐阜県不破郡関ケ原町大字松尾555番地の33
債務者　篠原美恵子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
岐阜県安八郡輪之内町福束新田93番地の１
債務者　坂東　房子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
奈良県橿原市土橋町286番地の１　ルネ真菅102号
債務者　脇本　伴子（旧姓杉岡）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
奈良県橿原市上品寺町90番地の16
債務者　仲林　夏実
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目11番９号、前住所奈良県大和郡山市柳町517番地８
債務者　西村　幸代
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２３８０号
名古屋市熱田区沢上２丁目６番１号　ガルデンハイツ205号
債務者　佐藤　勝也
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１００号
大阪府摂津市鶴野２丁目７番４―603号
債務者　岩原　英樹
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１９３号
大阪府枚方市東山２丁目40番地の４
債務者　福山　敬子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２７２号
大阪府吹田市南正雀２丁目38番９号
債務者　山田　啓一
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８２１号
大阪市西区立売堀４丁目７番24号　アンシャンブル阿波座703川相方、前住所岡山市北区今保220番地１
債務者　多田　靖博
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２７５号
大阪市城東区森之宮２丁目４番32―617号
債務者　エミヤ企画こと　高橋　正明
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３６７号
大阪府高槻市松が丘２丁目26番22号
債務者　杉本裕佳子（旧姓藤間）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４３５号
大阪市平野区加美東６丁目３番２―606号
債務者　稲毛順子こと　金　順子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５００号
大阪市城東区今福西５丁目２番27―702号
債務者　髙柳　隆志
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５３６号
大阪市東住吉区桑津３丁目５番13号　フォレストグリーン405号、前住所大阪市生野区林寺５丁目７番３号
債務者　津越　秀樹
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部